

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件

公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件二件

○一般競争入札を行う件二件

福島県選挙管理委員会

○個人演説会等を開催することができる施設の指定を取り消した旨報告があった件

告示

福島県告示第三百二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十四年六月十九日から同年十月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年六月十九日

福島県知事 佐藤雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリホームセンター喜多方店 福島県喜多方市関柴町上高領字前田十六番地ほか
二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

名称 株式会社コメリ

代表者の氏名 代表取締役 捧雄一郎

住所 新潟県新潟市南区清水四千五百一番地一

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

名称 株式会社コメリ

代表者の氏名 代表取締役 捧雄一郎

住所 新潟県新潟市南区清水四千五百一番地一

三 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十五年二月六日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

五千九百三十一平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

位置 別紙図面のとおり

収容台数 三百四十二台

2 駐輪場の位置及び収容台数

位置 別紙図面のとおり

収容台数 二十台

3 荷さばき施設の位置及び面積

位置 別紙図面のとおり

面積 九十六平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 別紙図面のとおり

容量 五十五立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 開店時刻 午前七時

(二) 閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から午後九時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 三か所

(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後五時まで

七 届出年月日

平成二十四年六月五日

（「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

（商業まちづくり課）

公告

公告第百五十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年六月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日
平成二十四年六月八日

二 名称

特定非営利活動法人土湯温泉観光まちづくり協議会

三 代表者の氏名

渡邊 和裕

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市土湯温泉町字上ノ町一番地

五 定款に記載された目的

この法人は、土湯温泉の自然豊かな環境のもと、古くからの湯治場としての歴史と文化を維持保全すること、国立公園内という特殊な事情のもと、残されている自然・生態・景観・歴史・文化的遺産を保全し、また、幅広い人々との交流する機会を企画・開催して、土湯温泉を訪れる多くの人々に感動を与え、自然豊かで古くからの多くの伝統及び建築物等が多く残る土湯温泉町を後生まで守り伝え、地域の特性を生かした観光とまちづくりによる地域活性化に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第百五十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年六月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日
平成二十四年六月十一日

二 名称

特定非営利活動法人S W E L L ・ I N ・ F U K U S H I M A

三 代表者の氏名

穴澤 由美

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市飯坂町字八景一―六

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者や不登校児等に対して、教育、就労支援、生活支援に関する事業を行い、生涯生活を豊かに過すことが出来るようにすることを目的とする。

（文化振興課）

公告第160号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける平成24年度福島県住宅及び建築物アスベスト台帳整備業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成24年6月19日

福島県知事 佐藤 雄 平

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量 平成24年度福島県住宅及び建築物アスベスト台帳整備業務 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 特記仕様書による。

(3) 履行期間 契約締結の日から平成25年3月22日まで

(4) 履行場所 福島県会津若松建設事務所及び福島県南会津建設事務所管内

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者若しくは、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による指定道路に関するデータ作成業務その他の建築行政に係る業務又は建築設計業務（国又は地方公共団体と直接契約したものに限る。）の全部又は一部を履行した実績がある者であること。

(5) 地理情報システムデータ作成業務（国又は地方公共団体と直接契約したものに限る。）の全部又は一部を履行した実績がある者であること。

(6) 一般建築士の資格を有する者を主任技術者として当該契約に係る業務に適正に配置できる者であること。

(7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークの付与を受けている者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(7)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成24年7月2日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認

を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県土木部土木総室土木総務課
電話番号024-521-7455

4 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書等の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、390円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで、平成24年6月29日（金）午後5時までに必着で請求すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

平成24年8月2日（木）午後1時30分 福島県庁本庁舎1階土木部土木総務課分室
（福島県福島市杉妻町2番16号）

なお、郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成24年7月31日（火）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると福島県知事が認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とするところがある。

(4) 契約書作成の要 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

なお、入札説明書については、福島県土木部建築総室建築指導課ウェブページ
(<http://www.pref.fukushima.jp/kenchiku/data/shido/shi/nysatsu/asbestos.htm>)
からダウンロードして入手することができる。

10 Summary

(1) Nature and quantity of products:2012 Project to compile the register of the Fukushima prefectural housings and buildings on the use of asbestos 1 set

(2) Time-limit of tender (by hand) : 1:30 p.m., 2 August 2012

(3) Time-limit of tender (by mail) : 5:00 p.m., 31 July 2012

(4) Contact point for the notice : General Affairs Division, Public Works Office, Public Works Department, Fukushima Prefectural Government,2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL:024-521-7455

(建築指導課)

公告第161号

W T Oに基づく政府調達に關する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成24年6月19日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の件名及び数量 N a I (T 1) シンチレーションスペクトロメータ 17式

(2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 平成24年9月28日（金）

(4) 納入場所 福島県立会津学鳳中学校ほか計17箇所

2 入札に参加する者に必要な資格に關する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。

(3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

(4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成24年7月10日（火）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成24年6月28日（木）午後1時30分 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成24年7月30日（月）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月27日（金）午後5時15分までに必着のこと。）

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : NaI(Tl) scintillation spectrometer 17
- (2) Time-limit of tender (by hand) : 11:00 a.m.,30 July 2012
- (3) Time-limit of tender (by mail) : 5:15 p.m.,27 July 2012
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

（入札用度課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第214号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三号の規定による次の施設の指定を取り消した旨、田村市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十四年六月十九日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

取消年月日	施設の所在地	施設の名	施設の管理者
平成二十四年六月二日	田村市船引町船引字南元町一丁目地一	船引体育館	田村市教育委員会教育長